

第 35 号 議 案

令和 4 年 9 月 15 日
任 用 給 与 課

東京都規則等の一部改正について (勤務時間関係・給与関係)

下記の東京都規則等の一部改正について、適当と認め、申請（別添）のとおり承認する。

記

- 1 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 4 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 5 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 6 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 7 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則
- 8 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則
- 9 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 10 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

1 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
<p>育児休業の承認の請求手続</p> <p>第2条第1項</p> <p> 第1号（新設）</p> <p> 第2号（新設）</p> <p> 第3項（削除）</p> <p>別記第2号様式（削除）</p>	<p>【育児休業の承認の請求期限の見直しに係る規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則1月前までである育児休業の請求期限を2週間前までとする場合を見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例3条第7号に掲げる事情（任期を定めて任用された職員の任期更新又は任期満了後引き続き特定職に任用されることに伴い、任期更新日又は特定職への任用日を育児休業の初日とする育児休業しようとする）場合 ・ 子の出生の日から8週間を経過する日の翌日までの期間に育児休業しようとする場合 ○ 特定職に引き続き任用されることが決定した者が、次の任期において育児休業をする場合に、任期前においても育児休業の請求ができるとする規定の対象を、「非常勤職員」から「任期を定めて任用された職員」に改正 ○ 育児休業等計画書により申し出た場合の再度の育児休業取得に係る規定の削除に伴い、同計画書（別記第2号様式）に係る規定を削除
<p>条例第2条の3第3号及び第2条の4の特別の事情</p> <p>第3条の2（新設）</p>	<p>【非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に伴う規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常勤職員の育児休業の対象期間を1歳6か月到達日まで又は2歳に達するまでにできる要件のうち、「人事委員会の承認を得て東京都規則で定める特別の事情がある場合」とする要件について、「条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情」と規定 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（参考）条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 育児休業の承認が、産前休業を始め又は出産したことにより効力を失った後、当該産前休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 死亡した場合 ロ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合 ② 育児休業の承認が、第5条に規定する事由（育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき）に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ ①前号イ又はロに掲げる場合 ロ 特別養子縁組の審判が確定せずに家事審判事件が終了した場合又は養子縁組が成立しないまま養子縁組里親への委託が解除された場合 ③ 休職又は停職の処分を受けたことにより育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。 ④ 育児休業をしている職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより育児休業の承認が取り消された後、子を養育することができる状態に回復したこと。 </div>

<p>条例第2条の3第3号ハの特に必要と認められる場合</p> <p>第3条の3（繰下げ） 第1号 第3号（新設）</p>	<p>【非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に伴う規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 条例の号ずれに伴う規定整備 「条例第2条の3第3号<u>ロ</u>」→「条例第2条の3第3号<u>ハ</u>」 ○ 条例第2条の3第3号ハに規定する「1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会の承認を得て東京都規則で定める場合」に、「前条（規則第3条の2）に規定する事情に該当する場合」を追加
<p>条例第2条の4第3号の特に必要と認められる場合</p> <p>第3条の4（繰下げ）</p>	<p>【非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に伴う規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 条例の号ずれに伴う規定整備 「条例第2条の4第<u>2</u>号」→「条例第2条の4第<u>3</u>号」
<p>育児休業に係る子が死亡した場合等の届出</p> <p>第5条第2項 別記第2号様式（繰上げ）</p>	<p>【規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 育児休業等計画書により申し出た場合の再度の育児休業取得に係る規定の削除に伴う別記様式の号の繰上げ 「別記第<u>3</u>号様式」→「別記第<u>2</u>号様式」
<p>育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続</p> <p>第6条第1項 第3項 別記第3号様式（繰上げ）</p>	<p>【規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 育児休業等計画書により申し出た場合の再度の育児休業取得に係る規定の削除に伴う別記様式の号の繰上げ 「別記第<u>4</u>号様式」→「別記第<u>3</u>号様式」 ○ 育児休業等計画書により申し出た場合の再度の育児休業取得に係る規定の削除に伴う様式の改正 「<u>育児休業等計画書</u>は、別記第<u>2</u>号様式による」 →「<u>育児短時間勤務計画書</u>は、別記第<u>4</u>号様式による」
<p>別記第1号様式 別記第4号様式（新設）</p>	<p>【法及び条例改正に伴う規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 育児休業の取得回数制限緩和に伴う請求様式の改正 ○ 育児休業等計画書の削除に伴い、育児短時間勤務計画書を新設
<p>施行期日</p> <p>附則第1項</p>	<p>令和4年10月1日 ただし、次項の規定は公布の日（令和4年9月20日予定）</p>
<p>経過措置</p> <p>附則第2項 附則第3項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児休業の請求は規則の施行の日前においても行うことができる。 ○ 改正前の規則の様式（第1号様式、第3号様式及び第4号様式）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

育児参加休暇の対象期間の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 当 条 文	内 容
育児参加休暇 第22条の2第2項	<p>【育児参加休暇の対象期間の拡大】</p> <p>「出産の日後<u>8週間</u>を経過する日まで」 →「出産の日以後<u>1年</u>を経過する日まで」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考) 育児参加休暇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の産前産後の期間中に、出産に係る子又は上の子（中学校就学前）の育児に参加するための休暇 ・5日以内 </div>
施行期日 附則第1項	<p>令和4年10月1日</p> <p>ただし、次項の規定は公布の日（令和4年9月20日予定）</p>
経過措置 附則第2項	<p>育児参加休暇の請求等は規則の施行の前においても行うことができる。 （会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則において準用する場合を含む。）</p>

3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

「2」と同様の改正を行う。

4 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の施行を踏まえ、所要の改正を行う。

項 該 目 当 条 文	内 容
在 職 期 間 第4条第2項第6号	<p>【除算期間に係る規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 育児休業 (現 行) 育児休業を取得した期間は全期間を在職期間から5割除算 ↓ (改正案) 次に掲げる場合は在職期間から除算しない。 <p>① 育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内にある育児休業を取得した期間 (取得した期間が2以上あるときは合算後の期間)が1か月以下の場合</p> <p>② 育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内にある育児休業以外の育児休業を取得した期間 (取得した期間が2以上あるときは合算後の期間)が1か月以下の場合</p>
施 行 期 日 附則	<p>令和4年10月1日</p> <p>改正後の規則の規定は、令和4年6月2日から適用する。</p>

5 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

6 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

7 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

8 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

「4」と同様の改正を行う。

9 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の施行を踏まえ、所要の改正を行う。

項 該 目 当 条 文	内 容
勤 務 期 間 第3条の3 第2項第4号	【除算期間に係る規定整備】 ○ 育児休業 (現 行) 育児休業を取得した期間(取得した期間が2以上あるときは合算後の期間)が1か月以下の場合、在職期間から除算しない。 ↓ (改正案) 次に掲げる場合は在職期間から除算しない。 ① 育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内にある育児休業を取得した期間(取得した期間が2以上あるときは合算後の期間)が1か月以下の場 合 ② 育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内にある育児休業以外の育児休業を取得した期間(取得した期間が2以上あるときは合算後の期間)が1か月以下の場合
施 行 期 日 附則	令和4年10月1日 改正後の規則の規定は、令和4年6月2日から適用する。

10 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

「9」と同様の改正を行う。

4 総人職第 650 号
令和 4 年 9 月 13 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池百合子
(公 印 省 略)

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年東京都条例第 10 号）第 2 条の 3、第 2 条の 4、第 9 条及び第 19 条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 4 年東京都規則第 35 号）

2 改正の理由

「職員の育児休業等に関する条例」の一部改正に伴う所要の改正のため

3 改正案文

別添のとおり

4 総人職第 644 号
令和 4 年 9 月 13 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 16 条第 2 項に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東京都規則第 55 号）

2 改正の理由

育児参加休暇について、産後 8 週間経過後にも使用することができるよう、同休暇の対象期間を子が 1 歳に達する日まで拡大する。

3 改正案文

別添のとおり

4 教 人 勤 第 193 号
令 和 4 年 9 月 13 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会
(公 印 省 略)

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号）第17条第2項に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成7年東京都教育委員会規則第5号）

2 改正の理由

育児参加休暇について、産後8週間経過後にも使用することができるよう、同休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで拡大する。

3 改正案文

別添のとおり

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

職員の期末手当に関する規則及び職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規則の改正を行う必要があるため、職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第21条第5項及び第21条の2第4項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

職員の期末手当に関する規則（昭和43年東京都規則第120号）及び職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）

2 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正により、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間における育児休業の取得回数制限が緩和されることを踏まえ、期末・勤勉手当における在職期間等の算定に係る育児休業期間の除算の取扱いを見直すため。

3 改正案文

別紙のとおり

4 教人勤第 206 号

令和 4 年 9 月 13 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

学校職員の期末手当に関する規則等の改正について（申請）

このことについて、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年東京都条例第 10 号）の一部改正等に伴い、別紙のとおり規定を整備する必要があるので、学校職員の給与に関する条例第 24 条第 5 項等の規定に基づき承認方申請します。

名 称	番号	根拠規定	備考
学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第24条第5項	承認申請
学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第24条の2第4項	承認申請

令和 4 年 9 月 13 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子

(公印省略)

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

標記の件について、下記のとおり非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）を改正する必要があるので、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年東京都条例第 56 号）第 5 条第 4 項及び第 6 条の規定に基づき承認方申請します。

記

1 改正する規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）

2 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の改正により、子の出生の日から起算して 8 週間を経過する日の翌日までの期間における育児休業の取得回数制限が緩和されることを踏まえ、期末手当における在職期間の算定に係る育児休業期間の除算の取扱いを見直すため。

3 改正案文

別紙のとおり

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規則を改正する必要があるため、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和 49 年東京都条例第 30 号）第 13 条の 2 において準用する第 8 条の 2 及び第 14 条の規定に基づき、承認方申請します。

記

- 1 改正する規則
都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成 19 年東京都教育委員会規則第 60 号）
- 2 改正の理由
職員の育児休業等に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文
別添のとおり

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規則を改正する必要があるため、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和 49 年東京都条例第 30 号）第 8 条の 2 及び第 14 条の規定に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和 49 年東京都教育委員会規則第 24 号）

2 改正の理由

職員の育児休業等に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

規 則 等 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

- 1 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（7頁）
- 3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（8頁）
- 4 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（10頁）
- 5 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（11頁）
- 6 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（14頁）
- 7 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（15頁）
- 8 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（18頁）
- 9 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（21頁）
- 10 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（22頁）

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年東京都規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「条例第二条第一号ニ」を「次」に、「、非常勤職員」を「、任期を定めて任用された職員」に、「当該非常勤職員」を「当該職員」に改め、同項に次の各号を加える。

一 条例第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業をしようとする場合

二 当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

第二条第三項を削る。

第三条の三（見出しを含む。）中「第二条の四第二号」を「第二条の四第三号」に改め、同条を第三条の四とする。

第三条の二（見出しを含む。）中「第二条の三第三号ロ」を「第二条の三第三号ハ」に改め、同条に次の一号を加える。

三 前条に規定する事情に該当する場合

第三条の二を第三条の三とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（条例第二条の三及び第二条の四の特別の事情）

第三条の二 条例第二条の三及び第二条の四の特別の事情は、条例第三条第一号から第四号までに掲げる事情とする。

第五条第二項中「別記第三号様式」を「別記第二号様式」に改める。

第六条第一項中「別記第四号様式」を「別記第三号様式」に改め、同条第三項中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に、「別記第二号様式」を「別記第四号様式」に改める。

別記第一号様式を次のように改める。

（写真用原稿1）

別記第二号様式を削り、別記第三号様式を別記第二号様式とし、別記第四号様式を別記第三号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

（写真用原稿2）

附 則

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正

する法律（令和四年法律第三十五号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条に規定する育児休業の承認の請求は、この規則による改正後の職員の育児休業等に関する条例施行規則第二条第一項の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の育児休業等に関する条例施行規則別記第一号様式、第三号様式及び第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記

第1号様式(第2条、第4条関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書

(任命権者) 請求年月日 年 月 日
殿 請求者 所属
氏名

次のとおり育児休業の承認を請求します。

1 請求に係る子

氏名

続柄

生年月日 年 月 日生

2 請求の内容

- 育児休業（次に掲げる育児休業の承認を除く。）
- 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）
- 育児休業の期間の最初の延長
- 育児休業の期間の再度の延長

（同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）又は育児休業の期間の再度の延長の場合は必要な事情を「5 備考」に記入）

3 請求期間 年 月 日 から 年 月 日まで

4 既に育児休業をした 年 月 日 から 年 月 日まで

（承認された）期間 年 月 日 から 年 月 日まで

年 月 日 から 年 月 日まで

年 月 日 から 年 月 日まで

5 備考

- (注) 1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。
2 子の出生前に請求する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後速やかに行うこと。
3 該当する□には、レ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

第4号様式(第6条関係)

育児短時間勤務計画書

(任命権者) 提出年月日 年 月 日

..... 殿 所 属
氏 名

職員の育児休業等に関する条例第7条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。
なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

1 請求に係る子

子 の 氏 名		生年月日	年 月 日生
---------	--	------	--------

2 請求者の計画

請 求 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
再度の請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで

3 備 考

- (注) 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
4 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

(日本産業規格A列4番)

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員（の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第二項中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附 則

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第二十二條の二（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）第二十二條の三において準用する場合を含む。）に規定する育児参加休暇の請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第二項中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附 則

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第二十三条の二（都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）第十八条の二第一項第二号、都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）第二十一条第二号及び東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）第二十条の三において準用する場合を含む。）に規定する育児参加休暇の請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第六号中「よる育児休業」の下に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行し、この規則による改正後の職員の期末手当に関する規則の規定は、同年六月二日から適用する。

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第六号中「よる育児休業」の下に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行し、この規則による改正後の学校職員の期末手当に関する規則の規定は、同年六月二日から適用する。

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第五号中「よる育児休業」の下に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行し、この規則による改正後の非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の規定は、同年六月二日から適用する。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項第五号中「よる育児休業」の下に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行し、この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の規定は、同年六月二日から適用する。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項第五号中「よる育児休業」の下に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行し、この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の規定は、同年六月二日から適用する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第二項第四号中「よる育児休業」の下に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）」を削り、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行し、この規則による改正後の職員の勤勉手当に関する規則の規定は、同年六月二日から適用する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第二項第四号中「よる育児休業」の下に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）」を削り、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）

が一箇月以下である育児休業

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行し、この規則による改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則の規定は、同年六月二日から適用する。

規則等改正新旧対照表

～ 目 次 ～

- 1 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（7頁）
- 3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（8頁）
- 4 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（9頁）
- 5 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（10頁）
- 6 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（11頁）
- 7 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（12頁）
- 8 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（13頁）
- 9 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（14頁）
- 10 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（16頁）

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （育児休業の承認の請求手続）</p> <p>第二条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（別記第一号様式）により、育児休業を始めようとする日の一月（次に掲げる場合にあつては、二週間）前までに行うものとする。この場合において、任期を定めて任用された職員であつて、当該職員の任期満了後、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き任用されることが決定した者が、次の任期において育児休業をする場合には、次の任期の初日前においても承認の請求を行うことができる。</p> <p>一 条例第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業をしようとする場合</p> <p>二 当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合</p> <p>2（現行のとおり） （削除）</p> <p>第三条（現行のとおり） （条例第二条の三第三号及び第二条の四の特別の事情） 第三条の二 条例第二条の三第三号及び第二条の四の特別の事情は、条例第三条第一号から第四号までに掲げる事情とする。 （条例第二条の三第三号ハの特に必要なと認められる場合） 第三条の三 条例第二条の三第三号ハの特に必要なと認められる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 条例第二条の三第三号ハに規定する当該子について、保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一</p>	<p>第一条（略） （育児休業の承認の請求手続）</p> <p>第二条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（別記第一号様式）により、育児休業を始めようとする日の一月（条例第二条第一号二に掲げる場合にあつては、二週間）前までに行うものとする。この場合において、非常勤職員であつて、当該非常勤職員の任期満了後、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き任用されることが決定した者が、次の任期において育児休業をする場合には、次の任期の初日前においても承認の請求を行うことができる。</p> <p>2（略）</p> <p>3 条例第三条第五号の育児休業等計画書は、別記第二号様式によるものとする。</p> <p>第三条（略） （新設） （条例第二条の三第三号ロの特に必要なと認められる場合） 第三条の二 条例第二条の三第三号ロの特に必要なと認められる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 条例第二条の三第三号ロに規定する当該子について、保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一</p>

項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。）における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

二（現行のとおり）

三 前条に規定する事情に該当する場合

（条例第二条の四第三号の特に必要と認められる場合）

第三条の四 前条の規定は、条例第二条の四第三号の特に必要と認められる場合について準用する。この場合において、同条中「一歳到達日」とあるのは、「一歳六か月到達日」と読み替えるものとする。

第四条（現行のとおり）

（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第五条（現行のとおり）

2 前項の規定による届出は、養育状況変更届（別記第二号様式）により行うものとする。

3（現行のとおり）

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第六条 条例第九条の東京都規則で定める請求書は、育児短時間勤務承認請求書（別記第三号様式）によるものとする。

2（現行のとおり）

3 条例第七条第六号の育児短時間勤務計画書は、別記第四号様式によるものとする。

第七条から第十一条まで（現行のとおり）

項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。）における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

二（略）

（新設）

（条例第二条の四第二号の特に必要と認められる場合）

第三条の三 前条の規定は、条例第二条の四第二号の特に必要と認められる場合について準用する。この場合において、同条中「一歳到達日」とあるのは、「一歳六か月到達日」と読み替えるものとする。

第四条（略）

（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第五条（略）

2 前項の規定による届出は、養育状況変更届（別記第三号様式）により行うものとする。

3（略）

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第六条 条例第九条の東京都規則で定める請求書は、育児短時間勤務承認請求書（別記第四号様式）によるものとする。

2（略）

3 条例第七条第六号の育児休業等計画書は、別記第二号様式によるものとする。

第七条から第十一条まで（略）

別記

第1号様式(第2条、第4条関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書					
(任命権者)	請求年月日	年	月	日	
殿	請求者	所属			
	氏名				
次のとおり育児休業の承認を請求します。					
1	請求に係る子				
	氏名				
	続柄				
	生年月日	年	月	日生	
2	請求の内容				
	<input type="checkbox"/> 育児休業（次に掲げる育児休業の承認を除く。）				
	<input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）				
	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長				
	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長				
<small>（同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）又は育児休業の期間の再度の延長の場合は必要な事情を「5 備考」に記入）</small>					
3	請求期間	年	月	日	から 年 月 日まで
4	既に育児休業をした （承認された）期間	年	月	日	から 年 月 日まで
		年	月	日	から 年 月 日まで
		年	月	日	から 年 月 日まで
5	備考				
(注) 1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。 2 子の出生前に請求する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後速やかに行うこと。 3 該当する口には、レ印を記入すること。					

(日本産業規格A列4番)

別記

第1号様式(第2条、第4条関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書					
(任命権者)	請求年月日	年	月	日	
殿	請求者	所属			
	氏名				
次のとおり育児休業の承認を請求します。					
1	請求に係る子				
	氏名				
	続柄				
	生年月日	年	月	日	
2	請求の内容				
	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長			
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長			
<small>（再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長の場合は必要な事情を記入）</small>					
3	請求期間	年	月	日	から 年 月 日まで
4	既に育児休業をした （承認された）期間	年	月	日	から 年 月 日まで
		年	月	日	から 年 月 日まで
5	備考				
(注) 1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。 2 子の出生前に請求する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後速やかに行うこと。 3 該当する口には、レ印を記入すること。					

(日本産業規格A列4番)

(削除)

別記第二号様式及び第三号様式

(現行のとおり)

別記第二号様式

別記第三号様式及び第四号様式

(略)

第2号様式（第2条、第6条関係）

育 児 休 業 等 計 画 書

(任命権者)	提出年月日	年	月	日
..... 監	所 属		
	氏 名		
<p>職員の育児休業等に関する条例第3条第5号又は第7条第6号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり提出します。</p> <p>なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。</p>				
1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務			
2 請求に係る子				
子 の 氏 名		生 年 月 日	年 月 日	生
3 請求者の計画				
請 求 期 間	年 月 日	から	年 月 日	日まで
再度の請求予定期間	年 月 日	から	年 月 日	日まで
4 備 考				

(注) 1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
 2 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
 3 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
 4 変更の届出の場合は、1から3までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。
 5 該当する口にはレ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

別記第五号様式

(現行のとおり)

第4号様式(第6条関係)

育児短時間勤務計画書			
(任命権者)	提出年月日	年	月 日
..... 殿	所 属	
	氏 名	
職員の育児休業等に関する条例第7条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。			
1 請求に係る子			
子 の 氏 名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
再度の請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
3 備 考			
(注) 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること。 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。 4 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。			

(日本産業規格A列4番)

別記第四号様式

別記第五号様式

(略)

(新設)

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第二十二條まで（現行のとおり） （育児参加休暇） 第二十二條の二（現行のとおり） 2 育児参加休暇は、男性職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間内において承認する。ただし、男性職員に当該職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者の出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十六週間）前の日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間内において承認する。 3及び4（現行のとおり） 第二十二條の三から第二十九條まで（現行のとおり） 別表第一から別表第三まで（現行のとおり） 別記第一号様式から別記第六号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第二十二條まで（略） （育児参加休暇） 第二十二條の二（略） 2 育児参加休暇は、男性職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間内において承認する。ただし、男性職員に当該職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者の出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十六週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間内において承認する。 3及び4（略） 第二十二條の三から第二十九條まで（略） 別表第一から別表第三まで（略） 別記第一号様式から別記第六号様式まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第二十三条まで（現行のとおり） （育児参加休暇）</p> <p>第二十三条の二（現行のとおり）</p> <p>2 育児参加休暇は、男性職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間内において承認する。ただし、男性職員に当該職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者の出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十六週間）前の日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間内において承認する。</p> <p>3及び4（現行のとおり）</p> <p>第二十三条の三から第三十二条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第四まで（現行のとおり）</p> <p>別記第一号様式から別記第六号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第二十三条まで（略） （育児参加休暇）</p> <p>第二十三条の二（略）</p> <p>2 育児参加休暇は、男性職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日以後八週間を経過する日までの期間内において承認する。ただし、男性職員に当該職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者の出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十六週間）前の日から当該出産の日以後八週間を経過する日までの期間内において承認する。</p> <p>3及び4（略）</p> <p>第二十三条の三から第三十二条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第四まで（略）</p> <p>別記第一号様式から別記第六号様式まで（略）</p>

改正案	現行
<p>職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第二百十号）</p> <p>第一条から第三条の二まで（現行のとおり） （在職期間）</p> <p>第四条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一から五まで（現行のとおり）</p> <p>六 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の職員として在職した期間 五割</p> <p>イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業</p> <p>ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業</p> <p>七及び八（現行のとおり）</p> <p>3及び4（現行のとおり）</p> <p>第四条の二から第九条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一及び別表第二（現行のとおり）</p> <p>別記第一号様式から別記第三号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>新旧対照表（抄）</p> <p>第一条から第三条の二まで（略） （在職期間）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一から五まで（略）</p> <p>六 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の職員として在職した期間 五割</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>七及び八（略）</p> <p>3及び4（略）</p> <p>第四条の二から第九条まで（略）</p> <p>別表第一及び別表第二（略）</p> <p>別記第一号様式から別記第三号様式まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第三条の二まで（現行のとおり） （在職期間）</p> <p>第四条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一から五まで（現行のとおり）</p> <p>六 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の職員として在職した期間 五割</p> <p>イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業</p> <p>ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業</p> <p>七から九まで（現行のとおり）</p> <p>3及び4（現行のとおり）</p> <p>第四条の二から第九条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一及び別表第二（現行のとおり）</p> <p>別記第一号様式から別記第三号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第三条の二まで（略） （在職期間）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一から五まで（略）</p> <p>六 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の職員として在職した期間 五割</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>七から九まで（略）</p> <p>3及び4（略）</p> <p>第四条の二から第九条まで（略）</p> <p>別表第一及び別表第二（略）</p> <p>別記第一号様式から別記第三号様式まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第十八条まで（現行のとおり） （期末手当の支給割合算定に係る在職期間） 第十九条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一から四まで（現行のとおり）</p> <p>五 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の者として在職した期間 五割</p> <p>イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業</p> <p>ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業</p> <p>六（現行のとおり）</p> <p>3（現行のとおり） 第二十条から第二十四条まで（現行のとおり） 別表第一及び別表第二（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十八条まで（略） （期末手当の支給割合算定に係る在職期間） 第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一から四まで（略）</p> <p>五 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者として在職した期間 五割 （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>六（略）</p> <p>3（略） 第二十条から第二十四条まで（略） 別表第一及び別表第二（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第三十一条まで（現行のとおり） （期末手当の支給割合算定に係る在職期間）</p> <p>第三十二条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一から四まで（現行のとおり）</p> <p>五 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の者として在職した期間 五割</p> <p>イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業</p> <p>ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業</p> <p>六（現行のとおり）</p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>第三十三条から第三十八条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第三まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第三十一条まで（略） （期末手当の支給割合算定に係る在職期間）</p> <p>第三十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一から四まで（略）</p> <p>五 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者として在職した期間 五割</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>六（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第三十三条から第三十八条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第三まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第二十七条まで（現行のとおり） （期末手当の支給割合算定に係る在職期間）</p> <p>第二十八条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一から四まで（現行のとおり）</p> <p>五 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の者として在職した期間 五割</p> <p>イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業</p> <p>ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業</p> <p>六（現行のとおり）</p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>第二十九条から第三十四条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第三まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第二十七条まで（略） （期末手当の支給割合算定に係る在職期間）</p> <p>第二十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一から四まで（略）</p> <p>五 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者として在職した期間 五割</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>六（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第二十九条から第三十四条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第三まで（略）</p>

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）	新旧対照表（抄）
<p style="text-align: center;">改正案</p> <p>第一条から第三条の二まで（現行のとおり） （勤務期間）</p> <p>第三条の三（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一から三まで（現行のとおり）</p> <p>四 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の職員として在職した期間</p> <p>イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業</p> <p>ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業</p> <p>五から十一まで（現行のとおり）</p> <p>3から5まで（現行のとおり）</p> <p>第三条の四から第九条まで（現行のとおり）</p>	<p style="text-align: center;">現行</p> <p>第一条から第三条の二まで（略） （勤務期間）</p> <p>第三条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一から三まで（略）</p> <p>四 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）として在職した期間</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>五から十一まで（略）</p> <p>3から5まで（略）</p> <p>第三条の四から第九条まで（略）</p>

別表第一及び別表第二
(現行のとおり)

別表第一及び別表第二
(略)

改正案	現行
<p>第一条から第三条の二まで（現行のとおり） （勤務期間）</p> <p>第三条の三（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一から三まで（現行のとおり）</p> <p>四 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の職員として在職した期間</p> <p>イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業</p> <p>ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業</p> <p>五から十三まで（現行のとおり）</p> <p>3及び4（現行のとおり）</p> <p>第三条の四から第九条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第三まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第三条の二まで（略） （勤務期間）</p> <p>第三条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一から三まで（略）</p> <p>四 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）として在職した期間</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>五から十三まで（略）</p> <p>3及び4（略）</p> <p>第三条の四から第九条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第三まで（略）</p>